新産業創造推進業務委託 仕様書

1 委託業務名

新産業創造推進業務委託

2 目的

- ・本市では、人口減少・少子高齢化社会を切り拓く新たな成長戦略として、 市の強みである「食と農」や「健康・医療」を核とした産業(以下、「新 産業」という。)まちづくりを推進するため、令和7年3月に『藤枝市新 産業創造プラン』(以下、「本プラン」という。)を策定した。
- ・本プランでは、ビジョンとして「"健康・予防のまち"を築く健康生活産業の創造〜健康年齢をより若く、健康寿命をより長く〜」を掲げ、新産業の創造及び市内産業の革新(産業面)と、新産業が牽引する「健康・予防日本一のまち」(市民生活面)の実現を基本目標としている。
- ・本業務は、その推進に向けた具体的なアクションとして、産学官金連携による体制構築や中核企業の探索、新産業に関する新商品・新サービス(以下、「新商品等」という。)の創出等を目的とする。

3 業務内容

(1) 企業意向調査の実施

新産業に関する中核企業の誘導や地元企業との連携創出、藤枝市発の新商品等の開発に向け、下記のとおり企業意向調査(アンケート調査)を実施する。

- ① 農林水産業、医療・福祉業、製造業等の企業等 500 社以上を対象とする。
- ② 本プランをアンケート先に情報共有のうえ、藤枝市内への進出や事業 意向、地元企業と連携した商品開発の意向等を確認する。
- ③ ②において、強い関心を示した企業へ詳細なヒアリングを実施し、その結果を整理のうえ、本市との連携強化を図る。

※アンケート調査の内容や項目等は、別途協議を行うものとする。

(2) 先導的ビジネスの検討

本市における新たな基幹的産業の創出に向け、当該分野への関心を高め、企業等の新規参入を誘発するため、産学官金のメンバーで構成された「藤 枝市新産業創造研究会」と連携し、モデルとなる分野及び事業領域となり える先導的ビジネスを検討する。

- ① 必要な資料作成や研究会の運営支援を行うほか、モデルとなる事業領域の先進事例や本市において先導的ビジネスのモデルとなり得る可能性調査などの検討を行う。
- ② ①を進め、モデルとなる分野及び事業領域における新商品等を開発する可能性のある企業の掘り起こしを行うとともに、商品化に向けた実装支援プログラムの検討支援を行う。

(3) 中核機能の具体化等の検討

本プランにおける新産業創造の実行機関となる中核機能「藤枝健康生活産業創造ラボ(仮称)」(以下、「ラボ」という)の開設に向け、上記研究会と連動して検討を行う。

① 必要な資料作成や研究会の運営支援を行うほか、中核機能の具体化や 運営体制等を検討し、課題整理を行うとともに、ラボの実質的な担い手 となるコーディネーターを探索するなど、ラボの開設に向けた検討支援 を行う。

4 納入成果品

(1) 新産業創造推進業務報告書

1 部

(2) 上記が格納された電子媒体 (CD-R等)

1 部

5 納入場所

藤枝市 企画創生部 企画政策課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号 藤枝市役所東館 3 階

6 履行期限

令和8年3月19日(木)限り

7 契約限度額

15,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

8 その他

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属する。
- (2) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者の負担のもとにおいて使用許可等を得ること。また、受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、成果物納入の前後如何に関わらず、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、第三者に委託することで業務の効率化が図れると市が認めた場合には、業務内容の一部分についてのみ委託することができる。
- (5) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、 又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後 も同様とする。
- (7) 受託者は本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五条)第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定)第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

問合せ先

藤枝市 企画創生部 企画政策課

〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1

電 話: 054-643-2055 FAX: 054-643-3604

(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

メール: kikaku@city.fujieda.shizuoka.jp

【参考】市内新拠点形成の動き

1 戦略的土地利用推進事業

第6次藤枝市総合計画・土地利用構想において、「重点地区」と位置付けた水上地区、上当間・下当間地区、善左衛門地区の3地区について、本市の新たな成長基盤となる土地利用を推進。各地区ともに、現況調査や、可能性調査を実施するとともに、地域住民・地権者との意見交換や、地権者との勉強会を進めている。

- 〇水上地区(約 26.2ha)
 - ・「広域都心エリア」と位置づけ、研究・開発、商業や業務、居住機 能等の誘導を図る。
- ○上当間・下当間地区(約 80.0ha)
 - ・「新産業・交流誘導エリア(東部地区)」と位置づけ、交通利便性を 活かした健康生活産業や地域交流・商業等の立地を促進。
- 善左衛門地区 (70.9ha)
 - ・「新産業・交流誘導エリア(南部地区)」と位置づけ、優れた交通環境と工業地に隣接した環境を活かし、工業流通業務や、スマート農業等の立地誘導を促進。
- 2 食と農のアンテナエリア形成事業

仮宿地区において、平成 26 年度に内陸フロンティア総合特区の認定を受け、「食と農」に特化した本市ならではのアンテナエリア形成に向け、オリーブを核とした地域活性化に地域と進出企業が一体となって取り組むとともに、道の駅整備事業などと合わせ、6 次産業化及び観光資源化の拠点機能の形成を推進。(区域面積:約72.2ha)